

# 高石市企業立地促進制度のご案内

高石市企業立地等促進条例(平成19年6月29日施行)

## 《目的》 雇用創出・産業振興・地域経済の活性化

高石市では、本市の工業適地において、企業立地等を促進することにより、雇用創出、産業振興及び地域経済の活性化を図り、もって市勢の発展に寄与するため、平成19年6月29日付けで、高石市企業立地等促進条例を施行しました。その概要は以下のとおりです。

なお、対象地域の一部(高砂、高師浜丁の一部)では、大阪府の企業立地促進制度が適用される第二種産業集積促進地域に指定されており、本制度とあわせて大阪府の優遇措置を受けることができます。

### 《対象地域》

市内の工業専用地域・準工業地域  
(高砂、南高砂、高師浜丁の一部、  
取石7丁目の一部)

### 《対象業種》

日本標準産業分類において分類された以下の業種が対象です。

製造業

電気・ガス・熱供給・水道業  
新エネルギー利用等に係るものとし、水道業を除きます。

情報通信業

運輸業

サービス業(他に分類されないもの。)

学術・開発研究機関に係るものに限ります。

### 《対象要件》

事業所等(工場、倉庫、事務所、試験研究施設及びこれらの附属施設)の新設又は拡張等を行うにあたり取得した家屋、償却資産が5億円以上(中小企業者は5千万円以上)

償却資産は更新も可(ただし、事業規模が拡大される場合に限ります。)

### 《支援内容》

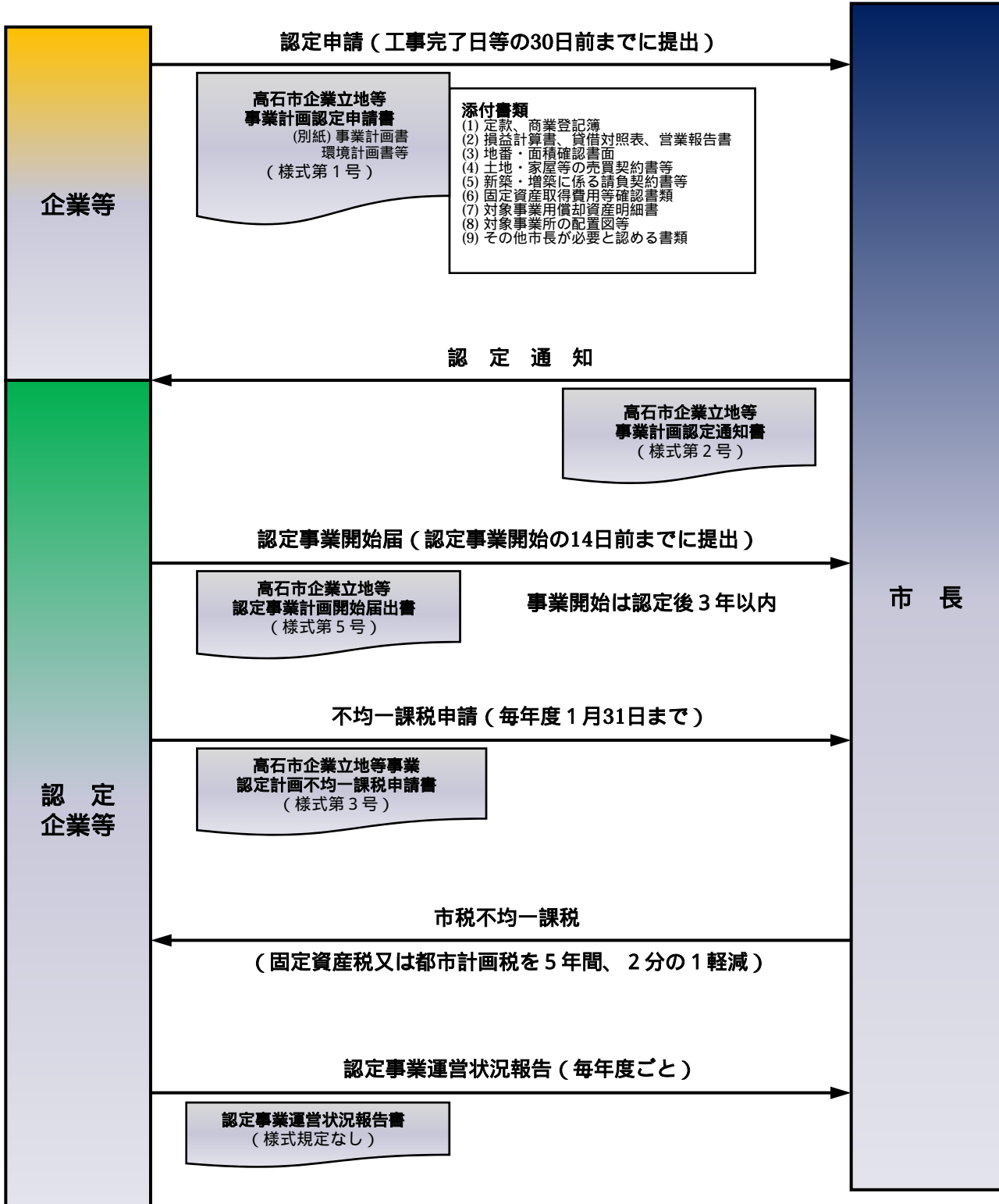
対象となる固定資産に係る固定資産税・都市計画税を5年間、2分の1軽減します。(上限なし)

耐用年数が5年以内の償却資産は3年間(耐用年数を限度とします。)

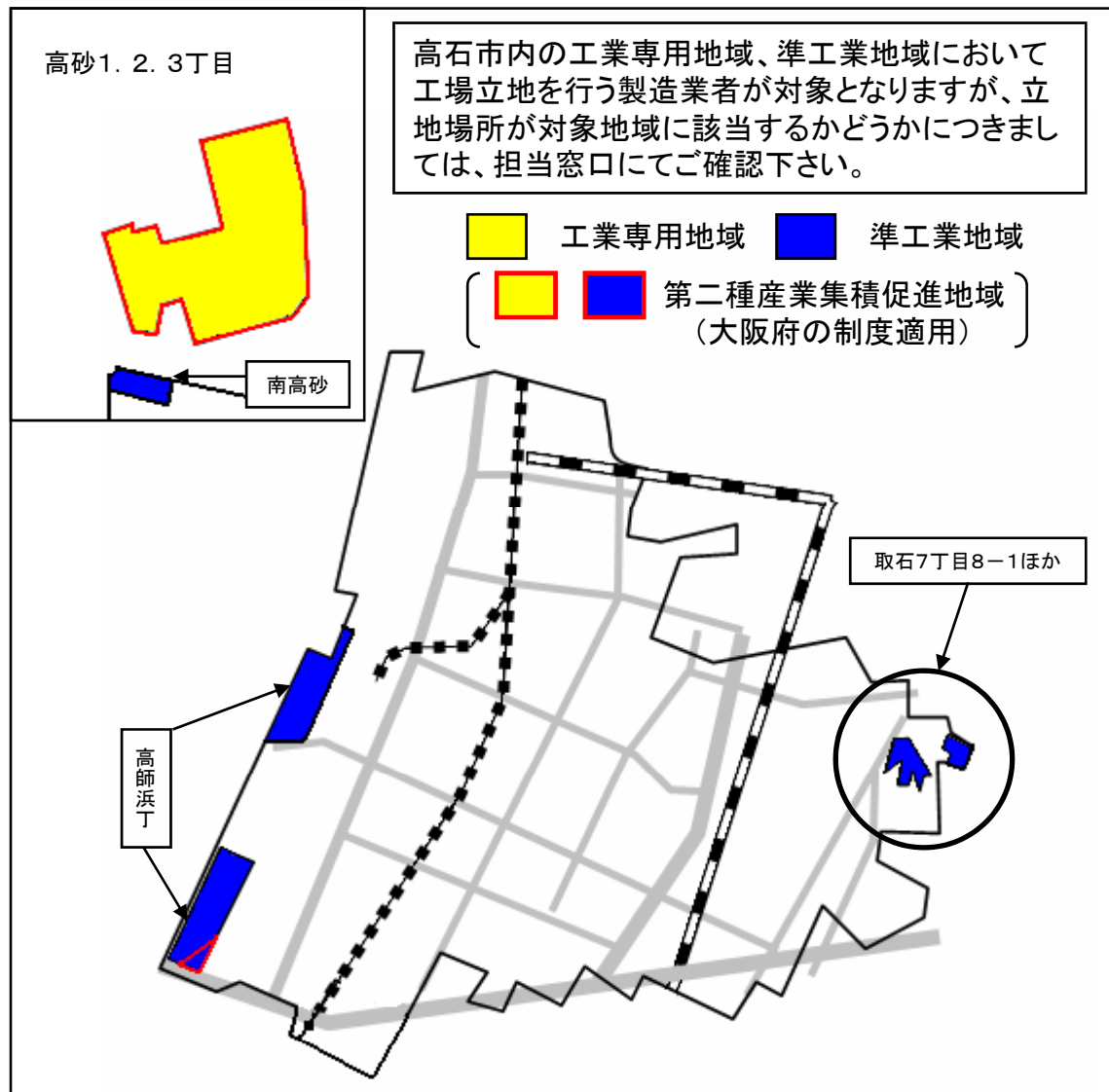
### 《適用期間》

平成19年6月29日から  
平成24年3月31日まで

# 《高石市企業立地等促進制度の流れ》



## 対象となる地域について



## お問い合わせ・ご相談

申請にあたっては、土地の取得前、工事の着工前に、必ずご相談下さい。

高石市 政策推進部 経済課 経済振興係

高石市加茂4丁目1番1号 高石市役所別館3階

☎ 072-265-1001 (内線7311・7312)

Fax 072-263-6116 E-mail keizai@ever.ocn.ne.jp

## 【ご参考】 - 大阪府の企業立地促進制度の概要 -

### 産業集積促進税制（不動産取得税の軽減）：第二種産業集積促進地域

第二種産業集積促進地域（注）における家屋又はその敷地となる土地の取得に係る不動産取得税を軽減する特例措置を設けています。

（注）高石市内の第二種産業集積促進地域は、工業専用地域の全域と高師浜丁の一部です。

#### 対象不動産

第二種産業集積促進地域の指定公示日から平成22年3月31日まで（地域の変更又は指定の解除があった場合はその公示の日まで）の対象期間中に、地域内において取得した家屋又はその敷地である土地

家屋は、自己の事業（風俗営業等及び風俗営業等に利用させる目的で不動産を貸し付ける事業を除く。）として工場、研究所等の用に供するものに限り、住宅を除く。

1．家屋を建築（新築、増築、改築）した場合は、対象期間中に建設の着手が行われた場合に限る。（対象期間後の取得を含む。）

2．建築以外（売買、交換、贈与等）の場合は、対象期間中に取得したものに限り、住宅を除く。

土地は、対象期間中に取得し、かつ、取得の日の翌日から1年以内に以下のいずれかが行われた場合に限る。

1．当該土地を敷地とする対象家屋の建設（新築又は増築に限る。）の着手が行われた場合

2．対象家屋を取得（建築した場合を除く。）した場合

#### 対象者

自己の事業の用に供するために対象不動産を取得した方のうち、対象不動産の取得に関して市町村が講ずる優遇措置を受けた方

高石市の企業立地促進制度においては、土地の取得は優遇措置の対象とはしていません。

#### 軽減額

対象不動産の取得に係る不動産取得税の2分の1に相当する金額（上限：2億円）

### 府内投資促進補助金

第二種産業集積促進地域において、工場又は研究開発施設の新築や増改築を行う企業に対し、必要となる経費の一部を補助する制度です。

#### 補助対象者

第二種産業集積促進地域内で工場又は研究開発施設の新築・増改築を行う企業

#### 補助要件

- ・中小企業の場合は家屋及び償却資産の取得に係る経費が1億円以上であること。
- ・大企業の場合は家屋及び償却資産の取得に係る経費が5億円以上かつ、先端産業であること。
- ・高石市による企業立地を促進する優遇措置の利用が見込まれること。

#### 補助対象経費

家屋及び償却資産（機械設備等）の取得に係る経費

#### 補助率等

補助対象経費の5%（府内に本社、工場又は研究開発施設を持つ企業は10%）

補助限度額は5千万円

補助金申請前に契約や発注を行った建設工事の経費や機械設備の経費は、対象となりません。補助金交付申請後3年以内に操業を開始し、かつ7年以上操業していただく必要があります。

お問い合わせ先：大阪府企業誘致推進センター（大阪府商工労働部 企業誘致推進課）